

# 美作市ミライサクプロジェクト補助金 募集要領

## 1 補助金について

美作市の未来を拓くのは、今を生きる若者たちの活力です。市では、若者が地域で「働き・学び・楽しみ・つながる」環境を地域全体で創り出し、次代を担う人材を育成するため、「美作市『働き・学び・楽しみ・つながる』若者応援条例」を制定しました。この条例に基づき、若者が仕事や活動を通じて仲間と出会い、共に刺激し合いながら、ワクワクする事業を『ミライサクプロジェクト』として認定し、その取組みを市全体で応援していくもの。

### 【応募資格】

企業、事業所、商工団体、農業協同組合、スポーツ団体、青年団体その他の団体であって、主として市内において公益的な活動を行う団体（以下「市内企業等」という。）であること。

### 【補助対象事業】

- ・若者が業務又は社会活動の一環又は自己研鑽の機会として、誇りを持って本気で楽しめる情熱的なもの
- ・単なる親睦にとどまらず、スキルアップ、地域課題の解決等の学びを楽しみながら、若者間の深い信頼と絆が構築でき、人材育成に資するもの
- ・市及び市内企業等をはじめとする地域の多様な主体の連携が図られ、社会全体で若者を応援する気運が醸成されるもの
- ・令和9年3月31日までに完了するもの

### 【補助対象外事業】

- ・市から同一事業に対して他の制度による補助金等の交付を受け、又は受ける予定のあるもの
- ・他の団体等を補助し、又は助成することを目的とするもの
- ・事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属するもの
- ・市内企業等の経常的な活動又は組織の運営を目的とするもの
- ・政治活動、宗教活動又は直接的な営利を目的とするもの
- ・その他市長が補助することが適当でないと認めるもの

### 【補助金額及び交付回数】

- ・補助対象経費の合計額から事業収入（当該補助対象事業に係る参加費、協賛金、寄附金、負担金、物品提供の金銭換算額その他これらに類する収入を控除した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とす

る。

- ・ 上限 20 万円、ただし補助金総枠は、予算の範囲以内とする。
- ・ 補助対象事業に対して、1 回（単年度）に限り補助する。
- ・ 補助金の交付は、補助事業の全てが完了した後一括して行うものとする。

### 【補助対象となる経費】

| 区分       | 補助対象経費の例・要件等                                 |
|----------|----------------------------------------------|
| 報償費      | 講師等謝金、記念品・賞品等（換金性の高いもの及び社会通念上過大と認められるものを除く。） |
| 旅費       | 講師等の交通費、通行料金、宿泊費等                            |
| 消耗品費     | 事業実施に必要な事務用品、材料等の購入費                         |
| 印刷製本費    | チラシ、ポスター、資料等の作成費                             |
| 通信運搬費    | 郵送料、通信料等                                     |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機材レンタル料等                               |
| 委託料      | 事業の一部を専門業者等へ委託する経費                           |
| その他      | 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費                      |

※ 本年度中に実施する事業で、交付決定以降に生じた経費が対象

### 【補助対象外となる経費】

次に掲げる経費は、補助対象外とします。

- ・ 市内企業等の経常的な運営経費（人件費を含む。）
- ・ 食糧費（事業実施に不可欠と認められる場合を除く。）
- ・ 委託等に要する費用であって、事業の企画立案及び運営の中核を補助対象者が担わなくなると認められるもの
- ・ 委託等に要する費用であって、事業の企画立案及び運営の中核を補助対象者が担わなくなると認められるもの
- ・ 領収書等により、支払ったことが確認できない経費
- ・ その他市長が適当でないと認める費用

## 2 申込方法等

### 【受付期間及び申請書類等】

- ★ 受付期間 随時受け付けます。
- ★ 申請書類 美作市ミライサクプロジェクト認定兼補助金交付申請書 (所定様式)
- ★ 添付書類 ①事業計画書 (〃)  
②事業収支予算書 (任意様式)  
③団体の目的を記載した資料(団体の定款、会則等) (〃)  
④団体に関する調書 (所定様式)  
⑤団体の活動及び収支決算を確認できる資料 (任意様式)  
⑥アピールシート (所定様式)  
⑦その他市長が必要と認める資料

※総合政策課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

## 3 申請事業の「ミライサクプロジェクト」の認定に係る審査方法

### 【審査会】

申請書類に基づき、若者で組織される会議が「ミライサクプロジェクト」の認定について審査を行います。

### 【審査結果・補助金交付決定】

審査終了後、市から申請団体へ「ミライサクプロジェクト」の認定に係る審査結果及び補助金交付決定を通知します。その際には、諸条件や事業内容等についての指示等併せてお伝えします。

## 4 申請事業の「ミライサクプロジェクト」の変更・中止

### 【変更・中止】

申請した事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、変更・中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けてください。ただし、以下に該当する軽微な変更については、変更申請の必要はありません。

#### ○軽微変更

- ・事業の目的、対象者の範囲、実施場所又は実施回数の変更を伴わないもの。
- ・補助対象経費の増減の額が、交付決定を受けた補助対象経費の総額の2割以内であり、かつ、補助金の交付決定額の増額を伴わないもの。

## 5 補助金交付、実績報告等

### 【実績報告書等の提出】

事業が完了したときは、完了日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次の書類を提出して下さい。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| ★実績報告書 美作市ミライサクプロジェクト実績報告書 | (所定様式) |
| ★ 添付書類 ①事業報告書              | ( 〃 )  |
| ②事業収支決算書                   | ( 〃 )  |
| ③領収書の写し等の支出を証する書類          | (任意様式) |
| ④参加費の集計表                   | (任意様式) |
| ⑤協賛一覧・その他事業収入を証する書類        |        |
| (該当がある場合)                  | (任意様式) |
| ⑥事業の様子がわかる係る記録写真等          | (任意様式) |
| ⑦その他市長が必要と認める資料            |        |

### 【補助金の確定・補助金の交付】

実績報告に基づき補助金の確定を行い、補助決定団体に通知します。補助決定確定通知を受けた市内企業等は、次の書類を提出してください。

なお、補助対象経費等の変動により、補助決定された額より減額となる場合があります。

- |                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| ★ 請求書 美作市ミライサクプロジェクト補助金交付請求書      | (所定様式) |
| ★添付書類 美作市ミライサクプロジェクト認定兼補助金交付決定通知書 | ( 〃 )  |

#### 【申込み・問い合わせ先】

〒707-8501 岡山県美作市美来 1 番地

美作市役所政策推進部総合政策課

TEL 0868-72-6696 FAX 0868-72-6367

メール [seisaku@city.mimasaka.lg.jp](mailto:seisaku@city.mimasaka.lg.jp)